様式第8号(第3条関係)

　確認番号

　丸亀市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

　　　　　　　　年　　月　　日

丸亀市選挙管理委員会委員長

1　　　　　　年　　月　　日執行　　　　　　　　選挙

2　候補者の氏名

3　確認枚数　　　　　　　　　　　　　　　　　枚

備考

1　この確認書は、ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。

2　この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。

3　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合は、ポスター作成業者は、丸亀市に支払を請求することはできません。